

7 エレベーター

チェックポイント

- ① かごは車いす使用者が利用しやすい形状、大きさのかごとなっているか
- ② 操作盤は車いす使用者や視覚障害者が利用しやすいものとなっているか
- ③ ガラス窓が設置されているか
- ④ 非常時に備え、緩やかなスロープが設置されているか

<福井県福祉のまちづくり条例施行規則の整備基準>

- 一 地上階以外の利用階を有する施設であって、床面積の合計が2,000平方メートル以上のものにはエレベーターを1以上設置すること
- 二 エレベーターは次に定める構造であること。
 - (1) 出入口の幅は、80センチメートル以上であること。
 - (2) エレベーターのかご（以下単に「かご」という。）の床面積は、1.83平方メートル以上であること。
 - (3) かごの奥行きは、135センチメートル以上であること。
 - (4) かごの平面形状は、車いすの転回に支障がないものであること。
 - (5) かご内には、かごが停止する予定の階を表示する装置およびかごの現在位置を表示する装置が設けられていること。
 - (6) かご内には、かごが停止した階および出入口の戸が閉じることを音声により知らせる装置が設けられていること。
 - (7) かご内に設けられる制御装置は、その1以上が車いす使用者の利用しやすい位置にあること。
 - (8) かご内の、車いす使用者の利用しやすい位置にある制御装置以外の制御装置のうち1以上は、その操作および階について点字により表示されていること。
 - (9) かご内には、手すりが設けられていること。
 - (10) かご内には、出入口の戸の開閉状態を確認することができる鏡が設けられていること。
- 三 エレベーターの乗降ロビーは、次に定める構造であること。
 - (1) 幅および奥行きは、それぞれ150センチメートル以上であること。
 - (2) 制御装置は、その1以上が車いす使用者の利用しやすい位置にあること。
 - (3) 車いす使用者の利用しやすい位置にある制御装置以外の制御装置のうち1以上は、その操作および階について点字により表示されていること。
 - (4) 到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられていること（かご内に、出入口の戸が開いたときにかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設ける場合を除く。）。

【整備のポイント】

- ・エレベーターを設ける場合は、誰もが利用しやすいように、建物の中でなるべくわかりやすい位置に設け、建物全体の案内図に示すことが重要です。
- ・適切な形状、大きさのかごを整備します。
- ・操作盤の点字表示、音声、文字等による案内を設置します。

【整備の手引き】

寸法

- ◎エレベーターの**出入口の幅は 80cm 以上**とします。車いす使用者の利便性を配慮すると 90cm 以上とすることが望まれます。
- ◎**乗降ロビーの広さは、150cm×150cm 以上**とすることが望まれます。車いす使用者の利便性を考慮すると、180cm×180cm 以上確保することが望まれます。

設備・備品等

乗降ロビーの乗場ボタン・表示等

- ◎視覚障害者の利用に配慮して、**乗場ボタンには点字表示をします**。点字表示は、基本的にボタンの左側に設置することが望まれます。
- 点字表示を乗場ボタンに設ける場合は、基本的に立位で使用する乗り場ボタンに設けます。
- 乗降ロビーに、車いす使用者が操作しやすい専用乗場ボタン（当該ボタンをおすことにより戸の開放時間な通常より長くなる機能を有するもの）を設置するとよいでしょう。設置位置は床からの高さ 100cm 程度とします。
- タッチセンサー式のボタンは視覚障害者には押したかどうかがわかりにくく、誤って押す可能性もあるため、望ましくありません。
- ◎視覚障害者は、エレベーターが到着しても上りか下りかわからないため、かごが到着して戸が開いたときに、**音声により上り・下りを案内**するようにします。
- 聴覚障害者の利用に配慮して、乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けるとよいでしょう。

鏡の設置

- ◎車いす使用者の利用に配慮して、かごの中で方向転換しなくても、戸の開閉状況が確認できるよう、かご入口正面の壁面に、**出入口状況位確認用の床上 40cm から 50cm 程度まである鏡**（ステンレス製または安全ガラス等）を設けます。
- 鏡の形状と設置位置は、車いす使用者が後ろ向きで出るときでも、出入口回りの人や床が見やすいものとなるよう考慮します。

手すりの設置

- 手すりは、両側面の壁および正面壁に設け、握りやすい形状とします。
- 取り付ける高さは床から 75～85cm 程度とします。
- その他 58 ページ「手すり」を参照してください。

車いす使用者対応の操作盤の設置

- ◎エレベーターのかご内には、**車いす使用者対応の操作盤を1つ以上設けます。**
- 車いす使用者はかご内で方向転換するのが難しい場合があるため、かご中央あたりの左右の壁に車いす使用者対応の主操作盤、副操作盤を設けることが望まれます。
- 設置位置は、車いす使用者の手の届く範囲を考慮し、床から100cm程度の高さに設置することが望まれます。また、極端にかごの奥や手前に設けないようにします。
- 主、副操作盤の行き先ボタンを操作することにより、戸の開放時間が通常より長くなる機能を設けるとよいでしょう。戸が開いている時間は10秒程度が望ましいです。
- 主操作盤にはインターホンを設けることが望まれます。

操作盤における視覚障害者への配慮

- ◎かご内での立位で使用する操作盤の**各ボタンに点字表示**をします。
- タッチセンサー式のボタンは、視覚障害者には押したか否か認知が難しく、誤って押す可能性があるため、望ましくありません。
- 操作盤の取り付け位置、配列、ボタンの形状、使い方などを統一すると利用者にとってわかりやすいです。
- ボタンに階数を浮き彫り表示する等の工夫をすることが望まれます。
- ボタンはボタン部分と周辺部分とのコントラストを十分に確保します。

乗降者を探知する装置

- かごの出入口には光電式、静電式または超音波式等で乗客を検知し、戸閉を制御する装置を設けることが望まれます。

段差およびすきま

- かごの床と乗降ロビーの床の段は小さくし、かつ、すきまは、車いすのキャストが落ちないように、3cm程度以下とすることが望まれます。

音声案内装置

- ◎視覚障害者の利用に配慮して、かご内にかごの到着階やドアの閉鎖等を知らせる音による案内を設けます。

表示装置等

- ◎かご内にかごが**停止する予定の階数およびかごの現在位置を表示**する装置を設けます。
- かご内には、聴覚障害者等の利用に配慮して緊急時等に情報提供を行う表示

装置等を設置することが望まれます。

- 聴覚障害等に配慮し、緊急時のかご内を外部に表示することができるかご内モニターを設けるとよいでしょう。

エレベーターの出入口戸

- エレベーターの出入口に、床上 50cm 程度まであるガラス窓を設けることが望まれます。

定員超過を知らせる装置

- 定員超過の際のブザーによる報知ではわかりにくい利用者もいるため、定員超過の視覚的表示および自動放送装置による案内をする装置を設置することが望まれます。
- 聴覚障害者が、定員超過であることを確認できるように、かごの室出入口の枠、もしくはかご正面壁などに見やすい位置に定員超過を知らせる表示灯を設けることが望まれます。

エレベーターまでの誘導

- 誘導用の線状ブロックは乗降ボタンに誘導し、乗場ボタンの位置に注意喚起用の点状ブロックを敷設することが望まれます。

乗降ロビーの位置

- エレベーター付近に階段もしくは段を設ける場合には、車いす使用者等の転落防止柵を講じるなど、配置に十分考慮しましょう。